

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 (民間スポーツ施設の公共的活用推進事業)」

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で評価点が高いものについて採択案件に決定する。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の評価項目毎に絶対評価で行うものとし、評価基準による5段階評価等を行い、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

なお、得点が33点に満たない場合は不合格とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を効果的に遂行するための必要な専門知識、実績等を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 事業の目的、条件、内容を理解し、国の施策と整合性のとれた内容となっていること。【重点評価項目】。
- (2) 事業の内容・方法・スケジュール等が具体的に設定され、適正性、合理性に優れていること。【重点評価項目】
- (3) 本事業の実施により、民間スポーツ施設が公共的な役割（地域課題の解決やまちづくりへの波及等）を担う取組であること。また、民間スポーツ施設に関する公共的活用の促進に向けた取組を推進するにあたり、施設管理者、地方公共団体、利用団体等の関係者が連携した内容となっていること。【重点評価項目】
- (4) 民間スポーツ施設に関する公共的活用の促進に向けた取組案について、具体的な内容になっているとともに、試行的な実証を行う際に、その実施方法が適切であること。また、取組の効果測定や課題の把握、検証結果に基づく机上でのシミュレーション等が次年度以降、当該内容を継続的・持続的に実施することに資するものになっていること。【重点評価項目】
- (5) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

| | |
|--------------------|-------------------|
| 大変優れている = 5点 (10点) | 優れている = 4点 (8点) |
| 普通 = 3点 (6点) | やや劣っている = 2点 (4点) |
| 劣っている = 1点 (2点) | |

※ () 内は重点評価項目の得点

- 2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

| 認定等※ | 配点 | |
|---|--|------|
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 | 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） | 1点 |
| | 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） | 1.5点 |
| | 認定段階3 | 2点 |
| | プラチナえるぼし認定 | 3点 |
| | 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） | 0.5点 |
| 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） | 1点 |
| | トライくるみん認定 | 1.5点 |
| | くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。） | 1.5点 |

| | | |
|---------------------------------|--|-------|
| | による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。） | |
| | くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） | 1. 5点 |
| | プラチナくるみん認定 | 3点 |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 | ユースエール認定 | 2点 |
| 上記に該当する認定等を有しない | | 0点 |

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

別表

| 評価項目 | 点数 | 評価基準 | | | | |
|-------|----|---|-------|----|---------|-------|
| | | 大変優れている | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている |
| 1－(1) | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1－(2) | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2－(1) | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 2－(2) | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 2－(3) | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 2－(4) | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 2－(5) | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>-----</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2点 ・プラチナえるぼし認定企業＝3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝1.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）＝1.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点 ・プラチナくるみん認定＝3点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p> | | | | |